

(4) 環境影響評価制度 (環境アセスメント)

環境影響評価の推進

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点から適正な配慮を行うことにより、その事業について、環境保全上、より望ましいものとしていく仕組みであり、環境悪化を未然に防止するとともに、開発と保全との調整を図り持続可能な社会を構築していくための有効な制度です。

従来から、港湾法に基づく港湾計画や、公有水面埋立法に基づく埋立事業については、環境影響評価が実施されていたが、国においては、国が行う事業や国の免許等を受けて行われる事業であって、規模が大きく環境への影響を及ぼすおそれのあるものについて環境影響評価を義務付けるため、平成9年6月13日に「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月12日から全面施行されています。

本県においては、「大規模開発行為に関する指導要綱」により平成3年8月からゴルフ場及びレジャー施設の設置に対し環境影響評価を義務付けてきたが、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月19日に「愛媛県環境影響評価条例」を公布し、「環境影響評価法」の施行期日に合わせて同年6月12日から施行しています。

評価項目

調査、予測及び評価の項目は、愛媛県環境基本条例で「環境保全施策」の対象とされる環境要素となっています。

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音、振動、悪臭、水質 地下水、地盤、土壌、地形・地質等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物、植物、生態系等
人と自然との豊かなふれあい及び地域の歴史的文化的特性の保全	景観、文化財、ふれあい活動の場等
環境への負荷	廃棄物等、温室効果ガス等

評価の観点

環境基準の達成はもとより、事業者により実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、又は低減しているかどうかの視点から評価を行うものとなっています。

事業計画の早期段階における環境影響評価の実施

事業計画の早期の段階において、環境影響評価の調査を開始する前に、行政や住民の意見を踏まえて調査の項目や手法を選定する方法書の手続を導入しています。

情報公開の徹底及び住民参加の拡充

環境影響評価の手続の各過程において可能な限り、次のとおり情報公開を行うとともに、住民参加の拡充を図っています。

- ・方法書、準備書、準備書に係る住民意見に対する事業者の見解書、評価書、事後調査報告書の公告・縦覧
- ・説明会の開催、公聴会の開催
- ・愛媛県環境影響評価審査会の会議の公開
- ・事業の着手、完了、中断、再開、事業の廃止、引継の公表
- ・方法書、準備書について、住民の環境保全の見地からの意見提出の機会の設定及び住民意見を提出できる者の範囲の地域限定の撤廃

環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の客観性、信頼性を確保するため、学識経験者で組織する愛媛県環境影響評価審査会を設置しています。

事後フォローアップの充実

すべての事業者に事後調査を義務付け、その結果に応じて必要な環境保全措置が実施されるようにする必要があります。

実効性を確保するための措置

環境影響評価の結果を事業の許認可等へ反映させるとともに、報告徴収や立入検査の実施、手続の違反者に対する勧告・公表の措置を取っています。